

日 絹 月 報

平成 21 年 12 月号 第 393 号

発行：社団法人日本絹人繊維物工業会

日本絹人繊維物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

— 本号の主なニュース —

1. 「今後の繊維・ファッション産業のあり方に関する研究会」初会合
2. 第38回繊維通商問題研究会の開催
3. 平成 21 年度第 2 回取引改革委員会の開催
4. 中小企業金融円滑化法の公布のご案内
5. 外国人研修・技能実習制度改革に関する説明会開催案内

◇「今後の繊維・ファッション産業のあり方に関する研究会」初会合◇

「今後の繊維・ファッション産業のあり方に関する研究会」の初会合が12月4日に経済産業省において開催された。経済産業省は2007年に「繊維ビジョン」を策定したが、リーマンショック後の世界的な景気後退と低価格志向、さらに消費者意識の変化などを踏まえ、新たな環境の変化にも適切に対処できるような成長戦略を繊維ビジョンに盛り込む。今後の予定は今年度内(来年3月まで)に検討結果をとりまとめ、来年度の繊維政策に反映させる。

第1回の会合では座長に下村彬一日本繊維産業連盟会長が選出され、現状を「想定を超えた環境変化で、極めて深刻な状況にある」と発言、今後繊維ビジョンを精査し、取り組みを加速する必要があることを強調した。今後研究会の活動は、ファッション産業と海外市場開拓の2つのWGを設けて、そこで具体的に検討に入る。

なお、本会関係では西紀幸連合会理事長が委員として参画。

今回は初会合ということで海外展開、日本の位置づけ、繊維産業界の構造的問題点等について、委員からさまざまな意見や問題提起がなされた。

主な意見等は次のとおり。

- ・ 産業の空洞化は心配。日本には今後どのような機能が残るのか。差別化戦略だけではビジネスは難しい。
- ・ 開発の拠点は日本に残すべき。地域の技術水準の向上が重要。欧州と比べて日本はファッション後進国。日本にアジアのファッションのハブをどう構築するかが重要。

- ・日本の繊維産業は川上、川中、川下と分業体制となっているが、その分ロスも大きい。現行の体制のままでは、市場ニーズにスピーディに的確に対応できないため、今後は簡略化も必要。
- ・差別化できるのはテクニカルテキスタイルであり、研究開発は重要なファクター。他国の投資額も巨大である。
- ・日本の消費者は、世界一品質に厳しい目を持っている。基本的には、輸入品は品質において日本製に劣る。今の消費者は低価格志向だが、潜在的に日本製の品質の高さを求めているため、今後消費者の目は品質の高い日本製に回帰するのではないかと。等。

◇ 第38回繊維通商問題研究会の開催 ◇

第38回繊維通商問題研究会は製造産業局繊維課高木通商室長、橋爪課長補佐等の出席を得て、11月17日(火)に繊維会館会議室で開催された。

委員会は下村会長の挨拶ののち、(1)日本の繊維貿易の現況、(2)不当廉売関税制度等、(3)WTO 交渉の状況、(4)EPA交渉の状況、(5)「経済産業省における新たな研究会(WG)の開催について」、(6)日韓繊維産連年次合同会議結果報告、等の議題に関する説明と検討が行われた。主な内容は以下の通り。

日本の繊維貿易の現況について、特に1～9月期の輸出は円高の影響もあって大幅なマイナス(円ベース72%、ドルベース79%)であるが、同期の輸入は円ベース90%、ドルベース99%であること、また、欧米向け(高付加価値品)の輸出入減少が顕著である一方、中国からの輸入は世界全体の減少率より小さく、中国の輸出入全体の構成比はむしろ微増となっていること等の資料説明があった。

不当廉売関税制度(AD)等については、財務省関税局と経産省貿易局担当官から、AD がWTO 協定で認められた制度であり、手間はかかるが活用価値のある制度であると、AD 課税により輸入が激減した事例を示しながら同制度の紹介・説明があった。

次に、WTO 交渉の状況について高木通商室長から、2010年の合意を目指してNAMA(非農産品市場アクセス)交渉が行われているが非関税障壁問題でネックがあること、LDC(後発開発途上国)向け特惠として、「原産地規則は透明・単純で先進国向け輸出が促進されるべき」との求めがあり、日本のLDC 特惠がモニターされる可能性があること等、進捗状況が報告された。

引き続き、担当官からEPA 交渉の状況並びにEPA 産業協力の進捗状況について、通商室とインド、ペルー、フィリピン等との交渉状況の説明と、EPA協力に関するベトナム、インドネシア、タイ向けの協力状況・進捗状況が報告された。

「経済産業省における新たな研究会(WG)の開催について」は、ビジョン策定から2年半が経ったことを機に、「今後の繊維・ファッション産業のあり方に関する研究会」と、研究会の下に「海外市場開拓WG」、「ファッション産業WG」を設置して、リーマンショック

や消費者の目の変化・ファッション振興などの変化も踏まえながら繊維産業そのものを見直し、年度内に新しい中長期的な方策としてとりまとめる、旨の報告が繊維課担当官から行われた。

このほか、日中韓 FTA に関する産学官共同研究の発足と、日韓繊維産業年次合同会議の結果報告が行われた。次回開催日程は後日決定され次第、案内されることとなった。

◇ 平成 21 年度第 2 回取引改革委員会の開催 ◇

繊維産業流通構造改革推進協議会(通称:SCM 協議会)第 2 回取引改革委員会が 12 月 10 日に開催された。今回は 7 月 23 日の第 1 回 TA ガイドライン推進会議と 10 月 29 日の第 10 回経営トップ合同会議で討議された内容に沿って、平成 21 年度の活動状況と平成 22 年度の事業活動方針などについて報告がなされた。(第 1 回 TA 取引ガイドライン推進会議、第 10 回経営トップ合同会議の内容についてはそれぞれ、日絹月報の 8 月号と 11 月号に掲載)

また、第 10 回経営トップ合同会議で討議された「統一伝票」についての決定事項と、平成 22 年度の事業活動方針は下記のとおり。

○統一伝票の決定事項及び実運用に向けてのスケジュール

- 1) 名称は「SCM 統一伝票」とする。
- 2) 「副資材伝票」「生地・原材料伝票」「製品伝票」の 3 種類とする。
- 3) 企業コードについては、(財)流通システム開発センターで発番および管理している「共通取引先コード」(6 ケタコード)を利用する。
- 4) 受領書については、社内の会計基準や(注 1)J-SOX 法に関連し、その扱いについて今後明確にしていく。
- 5) 「統一伝票」利用についての普及活動開始:平成 22 年 1 月より参加企業の販売先・仕入先への説明及び利用促進の活動を行なう。
- 6) 「企業コード」の取得:平成 22 年 3 月 31 日まで
- 7) 平成 22 年 4 月 1 日より段階的にスタートする。※現状の伝票が無くなり次第、切り替える。

注 1:米国 SOX 法(米国企業改革法)を参考に、上場企業とその連結子会社を対象に、内部統制の確立を義務付ける「日本版 SOX 法」とも呼ばれる。

○平成 22 年度の事業活動について

1. 今後の進め方について

第 7 次 TA プロジェクトの設置と検討課題について

第 6 次 TA プロジェクトに関する検討経緯と成果報告で示したように、それぞれの

分科会では

今後の課題として幾つかの問題が提起されている。これらの課題の具体策について第7次TAプロジェクトを立ち上げ、以下のように検討を行なっていく。

(1)「ガイドライン」の普及・啓発活動の実施

- 1)「TAガイドライン推進委員会」の推進
- 2)「経営トップ合同会議」の参加の呼びかけ

(2)TA情報化分科会の活動について

前述した3つの課題の中で、即効性のある「統一伝票」から取組み、その導入にはこぎつけたが実運用面や実施スケジュールなど細部において残る検討課題に取り組んでゆく。

次のステップとして、「計画情報の共有化と同期化」「将来の情報化に向けた国際標準の調査・検討」について議論を開始していく予定。

(3)新「海外縫製品ビジネス研究会」の設置

(4)「知的財産権に係わる契約書の在り方(マニュアル)」

○取引改革委員会の活動計画について(案)

1)「取引ガイドライン」の普及活動の実施

①関連業界団体及び産地・産元企業への「取引ガイドライン」説明会の実施(産地・産元の中小企業のサポート)
②「TA 取引ガイドライン推進会議」の推進(企業・業界・行政が一体となった取組みの推進)
③「第5回取引ガイドライン実践状況」聞き取り調査の実施(取引の実情把握)

2)不公正な取引慣行改善及び取引上における課題解決に向けた取組み

①「法律セミナー」の開催(7月、12月開催予定)
②「取引相談室」の存在を業界全体に幅広く発信する。(当事者と同じ目線で対処する身近な相談窓口として)
③旧態依然とした取引慣行の見直し、改善に向けた取組み(受取手形サイトの短縮化、歩引き取引の撲滅)
④サンプル費用、品質検査費用、物流費用(保管費用含む)、振込手数料等の費用負担に係わる適正化に向けた取組み

◇ 中小企業金融円滑化法の公布のご案内 ◇

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」法律第96号が、12月3日公布された。この法律は中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定等を目的としたもので、概要は以下とおり。

なお、詳細については本会発12月7日付絹人織工連発第41号にて通知済み。

(概要)

I 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」

1. 金融機関の努力義務

- 金融機関は、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努める。

(注) 対象となる金融機関は、銀行・信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金。

- 金融機関は、申込み又は求めがあった場合には、他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等との連携を図りつつ、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置等をとるよう努める。

2. 金融機関自らの取組み

- 金融機関に、貸付条件の変更等の措置を適正かつ円滑に行うことができるよう、必要な体制の整備を義務付ける。(詳細は、省令、検査マニュアル、監督指針において規定。)
- 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況及び本法律に基づき整備した体制等を開示するよう義務付ける。

(注) 虚偽開示に関しては、罰則を付すこととする。

3. 行政上の対応

- 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況を当局に報告するよう義務付ける。

(注) 虚偽報告に関しては、罰則を付すこととする。

- 行政庁は、これを取りまとめ公表する。

4. 更なる支援措置

- 政府は、中小企業者に対する信用保証制度の充実等、必要な措置を講じるものとする。

5. その他

- 法案は、平成23年3月までの時限措置とする。

II 検査・監督の措置

○ 行政庁は、法案の実効性を確保するために、次のような措置を講じる。

- 法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針について所要の改定を行う。
 - 一顧客からの条件変更等の申出に対応するための態勢整備
 - 一条件変更等を行っても、不良債権に該当しない要件（従来に比べて拡充）

- ・ 中小企業融資・経営改善支援への取組み状況について、重点的に検査・監督を行う。

Ⅲその他の措置

- 政府関係金融機関等についても、本法の趣旨を踏まえ、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請する。
- 金融庁幹部が、中小企業庁等と連携し、全国各地に赴き、借り手である中小企業者等と直接意見交換を行う。
- 金融機能強化法について活用の検討の促進を図る。

◇ ２００９年１２月１５日条件変更対応保証制度開始 ◇

政府は中小企業の資金繰りを支援するため、平成２１年１２月１５日より「条件変更対応保証制度」の取り扱いを開始する。

本制度は、原則として、公的金融（信用保証協会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）を現在ご利用されていない中小企業者の方が対象となる。これまで公的金融と取引のない方でも、信用保証協会による返済負担軽減支援を受けられるようになる。

<制度概要>

- （１）保証割合４０％
- （２）保証期間延長含め、最長３年
- （３）保証料２．２０％
- （４）保証限度額２億８０００万円（８０００万円超の無担保保証も相談可）
- （５）ご利用に際しては、金融機関とともに、経営改善計画・返済計画を立てていただくことになります。

（注１）公的金融の利用が一時的なものや少額にとどまるものなど、実質的に公的金融を利用していないと同様と認められる場合を含むことを指します。

（注２）本制度を利用される場合には、平成２３年３月３１日までにお手続きいただく必要があるのでご注意ください。

不明な点があれば、保証協会や経済産業局・中小企業庁までお問い合わせ下さい。

（問合せ先）

中小企業庁金融課	TEL03-3501-6280 （直）
北海道経済産業局産業部中小企業課	TEL011-709-1783 （直）
関東経済産業局産業部中小企業金融課	TEL048-600-0425 （直）
近畿経済産業局産業部中小企業課	TEL06-6966-6024 （直）
四国経済産業局産業部中小企業課	TEL087-811-8529 （直）
沖縄総合事務局経済産業部中小企業課	TEL098-866-1755 （直）
東北経済産業局産業部中小企業課	TEL022-221-4922 （直）
中部経済産業局産業部中小企業課	TEL052-951-2748 （直）

4. 参加費： 無 料
5. 申込期限： 平成22年1月12日（火）
6. 申込先： 日絹連（各組合でとりまとめ本会に申込願います）
本会関係は日本絹人織織物工業組合連合会 宛
FAX 03-3262-4270（芝村）
7. 主催団体： （財）日本綿業技術・経済研究所
共催・協力団体：
日本紡績協会、全日本短繊維紡績協同組合
日本絹人織織物工業組合連合会、日本撚糸工業組合連合会
日本綿スフ織物工業組合連合会

◇ 平成21年工業統計調査の実施について ◇
（広報依頼）

経済産業省では工業統計調査を平成21年12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、明治42年に始められ、本年で百周年を迎える伝統ある調査で、統計法に基づく基幹統計調査として毎年実施している調査であり、全国の製造業を営む事業所の1年間の生産活動に伴う製造品出荷額、原材料使用額などを調査し、産業別、規模別、地域別に製造業の実態を明らかにすることを目的としています。調査結果は、国や地方公共団体が行う産業振興政策、中小企業対策などの施策・計画の基礎資料として利用されるほか、企業、大学などの研究資料、小・中・高等学校の教育資料など広範囲に活用されています。

本調査を円滑に実施し、所期の目的を達成するためには、調査対象事業所に調査の趣旨をご理解いただき、調査に協力していただくことが是非共必要です。

つきましては、貴団体に属する各支所及び各事業所に対して、調査へのご理解とご協力をいただけますよう、お願い申し上げます。

お忙しい時期とは存じますが、皆様から御提出いただく調査票は、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確な御記入をお願いいたします。

（問い合わせ先）

経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室

工業統計グループ TEL 03-3501-9929（直通）

FAX 03-3501-7790

E-mail qqcebd@meti.go.jp 担当 若林、渡部

動 向

- 11月25日 純国産絹マーク審査委員会
- 27日 当会公益改革検討委員会WG
- 30日 蚕糸絹文化に関するシンポジウム
- 12月 1日 経済産業省担当官鶴岡産地視察
- 29日 SCM第10回経営トップ合同会議
- 4日 第1回今後の繊維・ファッション産業のあり方に関する研究会
- 5日 京都織商創立40周年記念事業
- 10日 繊維産業流通改革推進協議会平成21年度第2回取引改革委員会
- 11日 第8回輸出機構役員会兼第22回事務局連絡会
- 13日 第20回TOKYO FIBER展実行委員会
- 16日 織産連12月度常任委員会

今後の会議予定

- ☆ 日本繊維産業連盟 環境・安全問題検討会
12月22日(火) 14時 於 銀座3丁目会議室
- ☆ 東京織商新年賀詞交歓会
1月 5日(火) 11時 於 ホテルギンモンド
- ☆ 大日本蚕糸会新年賀詞交歓会
1月 6日(水) 11時 於 蚕糸会館
- ☆ 日本繊維輸出(入)組合平成22年新年賀詞交歓会
1月 8日(金) 18時 於 東京会館
- ☆ 日本繊維機械協会新年賀詞交歓会
1月14日(木) 12時 於 東海大学校友会館
- ☆ 日本アパレル産業協会新年会
1月19日(火) 18時 於 ホテルニューオータニ
- ☆ 日本繊維産業連盟常任委員会・年次総会・新年賀詞交歓会
1月21日(木) 13時30分 於 東京プリンスホテル
- ☆ 当会 正副会長・正副理事長会議
1月22日(金) 10時30分 於 ホテルグランドホテル
- ☆ 当会 工業会・連合会合同理事会・評議委員会・臨時総会
1月22日(金) 11時15分 於 ホテルグランドホテル
- ☆ 当会 新年懇親会
1月22日(金) 12時 於 ホテルグランドホテル

- ☆ 外国人研修・技能実習制度改革に関する説明会
1月25日（月）13時30分 於 大阪綿業会館
- ☆ 日本繊維産業会議拡大常任委員会
1月25日（月）15時 於 ゼンセン会館
- ☆ 外国人研修・技能実習制度改革に関する説明会
2月 4日（木）13時30分 於 福井繊維協ビル